

休校中 保護者休みやすく

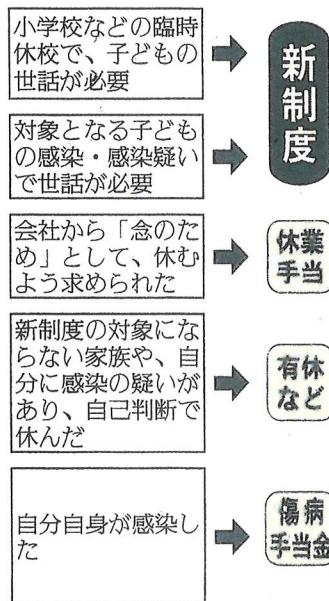
新型肺炎で新制度

雇用形態など問わず給料補償

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための臨時休校に伴い、政府は子どもの世話で会社を休まざるを得なくなった保護者の給料を補償する新たな助成金制度を創設する。雇用形態や企業の規模を問わず、保護者が有給休暇を取得できるように後押しする内容だ。

(糸文野、大広悠子)

新型肺炎などで会社を休んだ場合の給料は?



新制度は、政府の要請を受けて休校した小学校、特別支援学校(高校まで)、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う子どもがいる保護者を支援する。2月27日~3月31日の期間中に、保護者が子どもに

有給休暇を取得させ、賃金全額を支給したことの条件に、政府から会社に日額8330円を上限に支払われる。賃金が上限を上回った場合の差額は、会社が負担する。

また、子どもに風邪の症状

新制度では、正規雇用の従業員も、非正規雇用の従業員も、雇用保険に加入していない場合は、対象外とされている。財源には、雇用保険のうち、会社側が負担

が出ていて感染の恐れがあつたり、実際に感染したりした場合は、学校が休校していくかも力バーされる。

■ 非正規雇用も

今回の助成金は、会社に支払う形の制度のため、雇用されているフリーランスなどの個人事業主や自営業者の場合は、対象外とされている。政府は経営相談窓口の設置などで対応する方針だ。

労働時間が週20時間未満の短時間労働者など、雇用保険に加入していない従業員についても、国の一般会計から助成金が支払われる。

■ フリーランスは

今回の助成金は、会社に支払う形の制度のため、雇用されているフリーランスなどの個人事業主や自営業者の場合は、対象外とされている。政府は経営相談窓口の設置などで対応する方針だ。

している部分が充てられる。労働時間が週20時間未満の短時間労働者など、雇用保険に加入していない従業員についても、国の一般会計から助成金が支払われる。

内閣府は、企業に対して従業員のベビーシッター利用料を補助している。通常は1世帯あたり1か月5万2800円だが、3月中については、特例として20万4000円まで増額する。

また、会社によっては、テレワークによる在宅勤務を実施しているが、休暇にはならないため、今回の新制度の支援対象には含まれていない。

対象外の人は……

政府は軽い発熱や風邪の症状でも仕事を休み、自宅療養するよう呼びかけている。子どもがおらず、新しい助成制度の対象にならない人でも、既存の制度で賃金の補償を受けられるケースがある。通常の有給休暇を使わない場合、どんな制度が利用できるのか、社会保険労務士の小磯優子さん=写真=

――勤め先から「家族が感染した時」や「家族に感染の疑いがある場合」は、仕事を休むように指示された。

「会社から休むよう言われていないので、『自分や家族が感染しているかもしだれない』と考えて、自分の判断で会社から休むよう言われる場合」は、自分の判断で会社を休んだ場合。

――自分の判断で会社を休んだ場合。

「会社から休むよう言われていないので、『自分や家族が感染しているかもしだれない』と考えて、自分の判断で会社を休んでしまうと、休業手当は支払われません。年次有給休暇など、通常の有給休暇が取れ得できればいいのですが、年度末で残っていない人も少なくないはずです。そうすると、欠勤扱いになってしまって減給やボーナスが減ることもあるので、注意が必要です」

――自分が感染していること



に聞いた。
――勤め先から「家族が感

染した時」や「家族に感染の

疑いがある場合」は、仕事を

休むように指示された。

「会社から、念のために休

むよう指示された場合は、労

働基準法の『使用者の責に帰

する事由による休み』と判断されます。賃金の60%以上が休業手当として会社から支払われます。これは、パートやアルバイトなど非正規雇用の従業員も対象になり、支払わない会社は、労基法違反になります」

――自分の判断で会社を休んだ場合。

「会社から休むよう言われていないので、『自分や家族が感染しているかもしだれない』と考えて、自分の判断で会社を休んでしまうと、休業手当は支払われません。年次有給休

暇など、通常の有給休暇が取

れ得できればいいのですが、年

度末で残っていない人も少な

くないはずです。そうすると、

欠勤扱いになってしまって減給やボーナスが減ることもあるので、注意が必要です」

――自分が感染していること

ができない保護者に対する支援策は拡充される。

内閣府は、企業に対して従

業員のベビーシッター利用料

を補助している。通常は1世

帯あたり1か月5万2800円

だが、3月中については、

特例として20万4000円まで増額する。

また、会社によっては、テ

レワークによる在宅勤務を実

施しているが、休暇にはなら

ないため、今回の新制度の支

援対象には含まれていない。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担

が充てられる。

――労働時間が週20時間未満の

短時間労働者など、雇用保

険に加入していない従業員につ

いても、国の一般会計から助

成金が支払われる。

――フリーランスは

今回の助成金は、会社に支

払う形の制度のため、雇用さ

れていないフリーランスなど

の個人事業主や自営業者の場

合は、対象外とされている。

政府は経営相談窓口の設置な

どで対応する方針だ。

――新制度では、正規雇用の従

業員も、非正規雇用の従業員

も、雇用保険に加入していれ

ば対象になる。財源には、雇

用保険のうち、会社側が負担